令和８年熊本地震における住宅の応急修理
「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」実施要領

本実施要領は、令和８年熊本地震における、災害救助法（以下「法」という。）に基づく住宅の応急修理「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、熊本県内（熊本市を除く）の２０市町村（別紙１）である。

１．目的

法による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）は、住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行うことを目的とする。

具体的な実施内容については、次に掲げるものとすること。

- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保（２次被害防止）のため）

などとなる。

２．対象世帯

（１）緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。

（２）全壊又は全焼等の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、原則として、緊急の修理の対象とはならないものであるが、全壊等であっても修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある場合には、緊急の修理の対象として差し支えない。

（３）法による緊急の修理は、住家のみを対象とし、物置、倉庫や駐車場等は対象とならない。

（４）ブルーシート等の展張などの緊急修理は、発災後の次の降雨までに速やかに実施する必要があることから、対象となる住家の損傷状況については、現場における目視による確認や被災者が申請のため持参した住宅の被害状況写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否か判断を行うものとする。なお、判断方法については、原則として、次に掲げるとおりとする。

【判断方法】
・　被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。
・　現場確認や被災者が持参した写真等に基づき判断すること。
・　現場確認を行う場合は判断の客観性確保のために、現場確認を行う者が追加の写真を撮影すること。
・　写真による判断の場合、判断を不服とされるケースも想定されるが、この場合については、現場確認等による再調査を行う。
・　例えば、屋根、外壁、窓（建具）等の貫通等の損傷があり、ひとたび降雨があれば浸水を免れない場合は、準半壊以上（相当）と判断してよい。

３．救助期間

（１）緊急の修理は、災害発生の日から次に定める区分に応じ、各期間内に完了すること。

① 5カ月以内とする市町村
八代市、宇城市、八代郡氷川町

② 4カ月以内とする市町村
水俣市、宇土市、上天草市、天草市、下益城郡美里町、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町

③ 3カ月以内とする市町村
山鹿市、菊池市、合志市、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村

（２）ブルーシート等の展張などの緊急の修理については、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないように措置するものである。救助の時期を逸しないためにも、発災後、速やかに対応する必要がある。したがって、被害認定調査の結果を待つことなく、現場における目視確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき判断を行い、短期間でブルーシートの展張を完了するよう努めること。

（３）災害の規模や被災地の実態等によって、緊急の修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ず上記（１）に定める期間以内での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要があることから、事態等に即した必要な実施期間の延長について速やかに連絡すること。

４．基準額

緊急の修理は、現物をもって行う。その修理のため支出できる費用は、ビニールシート、ロープ、土のう等の資材費、修理に要する労務費及び修理に係る事務費等一切の経費を含むものとし、１世帯あたりの限度額は56,400円以内とする。

（１）自治体が購入して保管・管理している資材（被災者へ給与するビニールシート、ロープ、土のう等の資材）については、緊急の修理として使用された分については救助費（国庫負担）の対象とする。

（２）自らの労力又はNPO団体、ボランティア、消防団等の協力を得て施工する場合は、自治体から被災者へ給与するビニールシート、ロープ、土のう等の資材費とする。

（３）建設団体・企業に修理を依頼する場合は、資材費及び修理に要する労務費及び修理

に係る事務費等一切の経費とする。

ただし、自治体又は被災者から提供された資材を用いて修理を行う場合は、修理業者に対しては労務費及び修理に係る事務費とする。（資材は自治体で購入したものを使用するため、費用の対象とはしない。）

（４）他の自治体や団体・企業等から無償で提供された資材を配布する場合は、費用の対象とはしない。

（５）上記目的以外に使用された資材費については、救助費（国庫負担）の対象とならないので留意すること。

（６）同一住家（１戸）に２以上の世帯が居住している場合に緊急の修理のため支出できる費用の額は、１世帯当たりの額以内とする。

なお、それぞれの世帯が住民登録をしている（それぞれの世帯に罹災証明書が交付される）場合には、緊急の修理のため支出できる費用の額は、それぞれの世帯に対し、１世帯当たりの額以内とする。

５．手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町村は、被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。以後の手続きは図１－１及び図１－２のとおり。

附　則

この要領は、令和８年（２０２６年）７月３１日から施行し、令和８年（２０２６年）７月２８日から適用する。

この要領は、令和８年（２０２６年）８月６日から改定・施行する。

この要領は、令和８年（２０２６年）８月１９日から改定・施行する。

この要領は、令和８年（２０２６年）９月１４日から改定・施行する。

この要領は、令和８年（２０２６年）１０月２７日から改定・施行する。

別紙１

災害救助法適用市町村一覧

熊本県

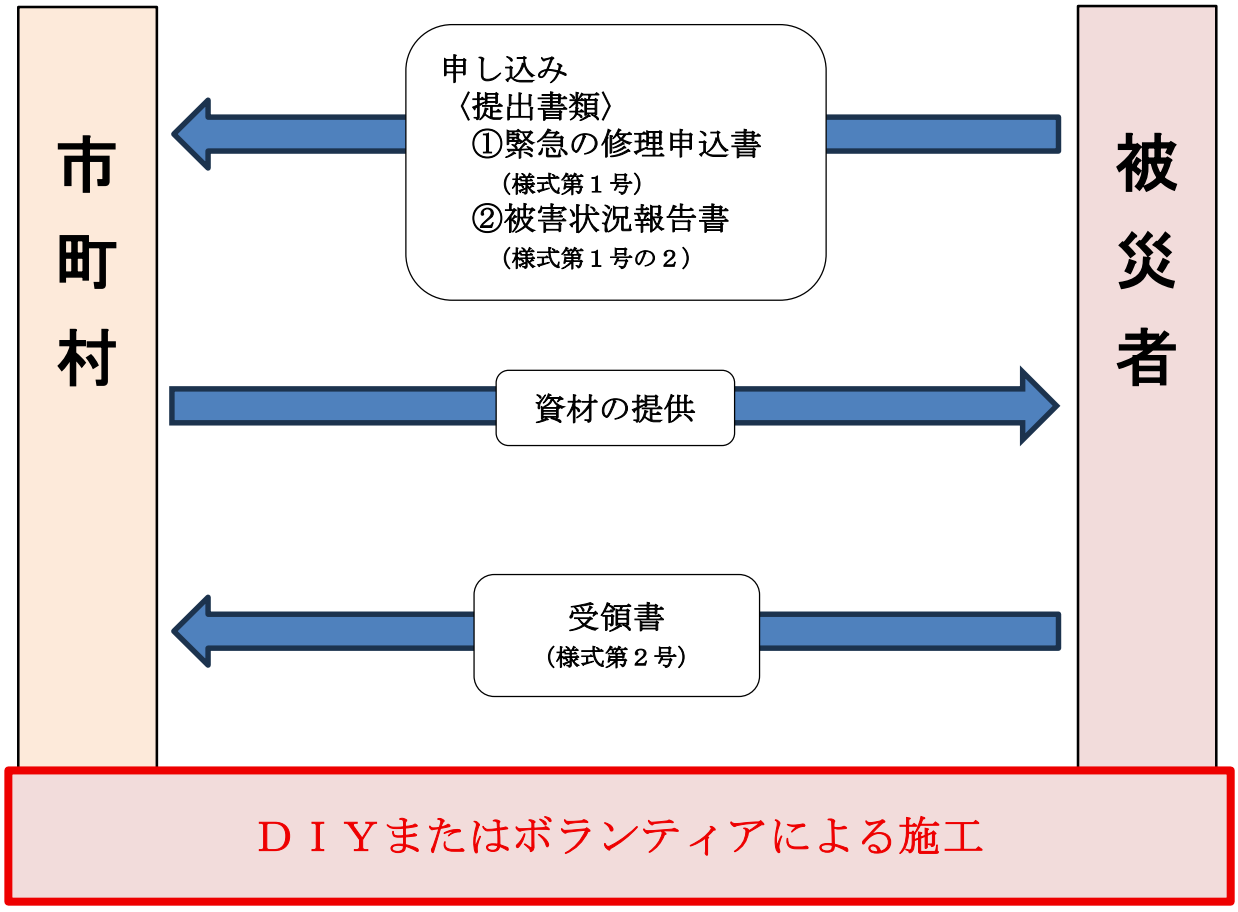
八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、
下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、
上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、
葦北郡津奈木町

（以上令和８年７月２８日適用）

※熊本市は災害救助法の適用を受けたが、救助実施市であるため別途実施

図１－１

災害救助法に基づく住宅の応急修理
「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」
ケース①：資材のみ供与する場合

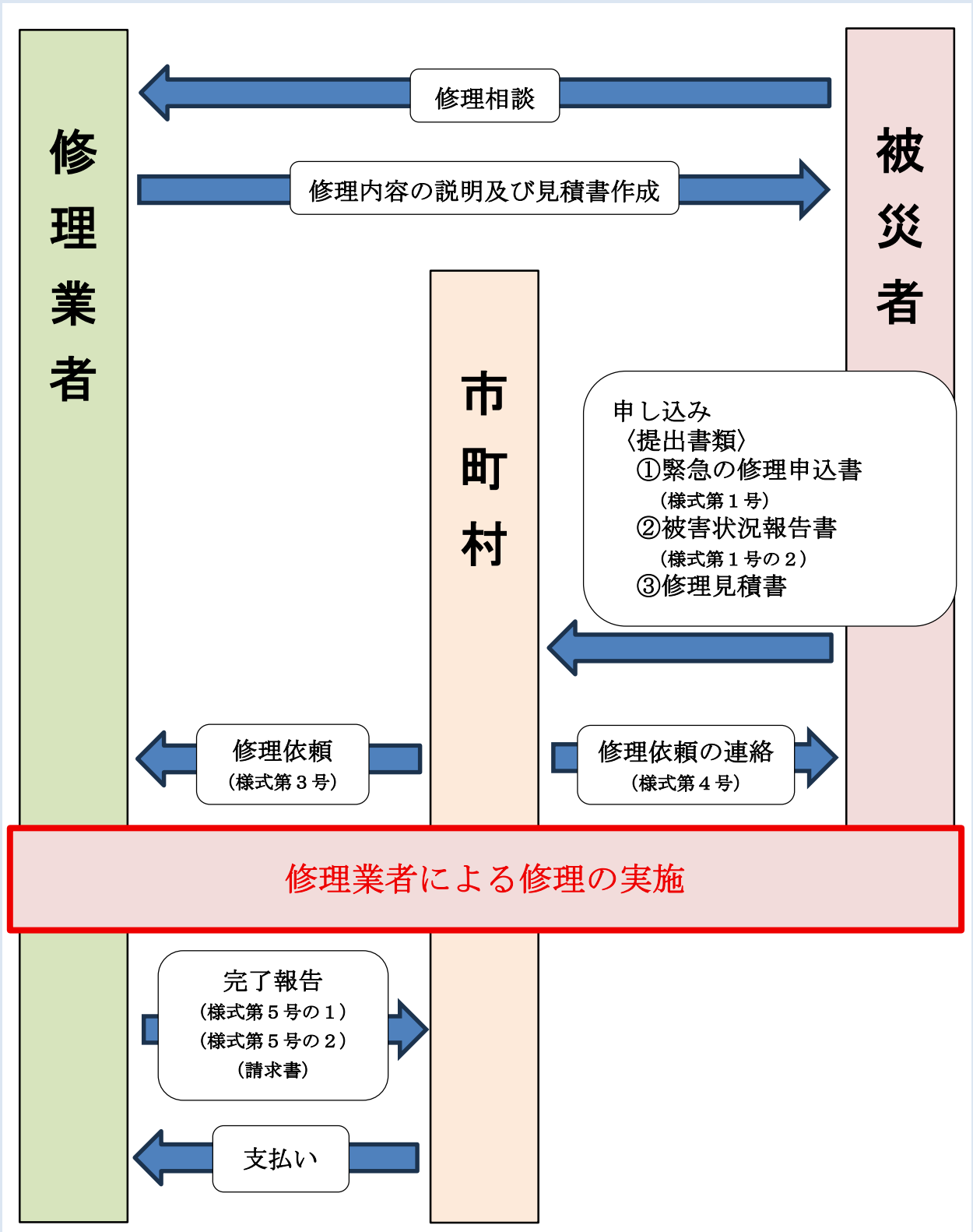


被災者自身での施工は危険を伴います。

経験のない方は、必ず高所作業経験者と２人以上で実施してください。

図１－２

災害救助法に基づく住宅の応急修理
「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」
ケース②：建設団体・企業が実施する場合



様式第１号

申込日　　令和　　年　　月　　日

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理に関する申込書

〇〇市町村長　様

被害を受けた住宅の住所	
連絡先（電話番号）	（自宅・携帯・会社）
御名前	

１　被災日時　　令和８年７月２８日

２　被害を受けた場所（※該当する箇所に〇をつけてください。（複数回答可））

屋根　・　外壁　・　建具（窓、玄関、サッシ）

上記以外（具体的に記載　　）

３　緊急の修理に関する希望（※以下のいずれかの□にチェックをしてください。）

□　ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の提供を希望します。
・ブルーシート（最大３枚）
・ビニールロープ（マイカ線）300m～500m（最大１巻）
・土のう（UV ブラック土嚢）（最大５０枚まで）
・防水テープ（20m×100 ㎜）（最大３巻）
※資材の提供を受けた場合には、様式第２号の受領書を提出願います。

□　修理業者にブルーシートの展張を希望します。
施工業者は自治体で指定しますが、希望する業者がある場合は施工業者名、電話番号を記入願います。
また、希望する業者の場合には、施工業者が作成した見積書を持参願います。
（施工業者名・連絡先：　　）

自治体記入欄	受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

様式第１号の２

被害状況報告書

被害を受けた 住宅の住所	
御名前	

被害状況	被害状況

被害状況	被害状況

被害状況	被害状況

様式第２号

受　領　書

〇〇市町村長　様

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理に必要な以下の資材を受領しました。

ブルーシート	枚	
ビニールロープ（マイカ線）300m～500m	巻	
土のう（UV ブラック土嚢）	枚	
防水テープ（20m×100 ㎜）	巻	

受領日　　令和　　年　　月　　日

被害を受けた住宅の住所	
御名前	

施工業者宛

様式第３号

令和　　年　　月　　日

緊急の修理に関する依頼書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　様

〇〇市町村長

次の被災者住宅について、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を行っていただくよう依頼します。

工事完了後には「完了報告書」を提出いただきますようお願いします。

１　被災者住所・氏名

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　受付番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　依頼した住宅の修理見積額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（上限 56,400 円）

上限額を超える金額は被災者負担になります。

（添付書類）修理見積書（写）

被災者宛

様式第４号

令和　　年　　月　　日

緊急の修理に関する連絡書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　様

〇〇市町村長

被災された次の住宅について、**住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理**するよう依頼しましたので、連絡します。

１　被災された方の住所・氏名

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　受付番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　依頼工事の見積額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（上限 56,400 円）
上限額を超える金額は被災者負担になります。

４　緊急の修理実施予定日　令和＿＿年＿＿月＿＿日（予定）

（添付書類）緊急の修理に関する依頼書（写）、修理見積書（写）

様式第５号の１

令和　　年　　月　　日

工　事　完　了　報　告　書

〇〇市町村長　様

（施工業者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり緊急の修理を完了しましたので、報告します。

１　被災者住所・氏名

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　受付番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　完了年月日　　令和　　年　　月　　日

【添付書類】
施工写真（施工前、施工後）

様式第５号の２

緊急の修理（修理前・修理後）の施工写真

※「救助の必要性」、「内容の妥当性」を判断する上で重要な資料となることから修理業者は、写真の撮影を行うこと。（写真がない場合には、別の方法により説明が必要になります。）

修理前	修理後

修理前	修理後

修理前	修理後

※　修理前、修理後の写真を撮り忘れた場合においては、日常生活に必要な最低限度の修理を実施する前に必ず写真を撮影すること。

　なお、申立書については、単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさないので、留意すること。

様式第６号

写真を撮影していない場合の取扱

令和　年　　月　　日

「緊急の修理」証拠写真代替資料

〇〇市町村長　殿

修理業者名	
代表者	
電話	
メール	

災害名	令和８年熊本地震
自治体名	
修理物件	邸（住所：　　）
実施日	令和　年　　月　　日
修理金額	円（自己負担分　　円）

本件に関し、「救助の必要性」「内容の妥当性」の証拠となる修理前後の写真を撮り忘れたことから、代替として、下記のとおり証します。

記

１．救助の必要性の証明

【修理前の被災状況】

邸図面（１階）

※損傷箇所を赤枠で示し、損傷状況を簡潔な文で（メモを）記入すること

邸図面（２階）

※損傷箇所を赤枠で示し、損傷状況を簡潔な文で（メモを）記入すること

２．内容の妥当性の証明

上記の箇所に次のとおり緊急の修理をしたことを証する。

実施状況	区分（修理内容）
	ブルーシートを展張
	ベニヤ板で補修
	落下防止ネットを展張
	その他（　　）

※該当する区分に係る実施状況の欄にチェックする（「レ」や「✓」などの確認した旨の記号等を付す）こと

※その他の場合具体的に記載すること

令和　年　　月　　日